

平成14年 第1回沼田町議会定例会会議録 (3日目)

平成14年 3月15日(金)

午前10時41分 開会

1. 出席議員

議長	4番	吉田好宏	議員	1番	久保寛	議員
	2番	野道夫	議員	3番	室田俊朗	議員
	5番	中村進	議員	6番	山田英次	議員
	7番	橋場守	議員	8番	大沼恒雄	議員
	9番	横山忠男	議員	10番	山木一男	議員
	11番	谷口清治	議員	12番	吉田俊一	議員
	13番	絵内勝己	議員	14番	杉本邦雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町長 西田篤正 君 監査委員 岩寺一之 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴	君	収入役	藤間武	君
総務課長	平木昭良	君	地域振興課長	松田剛	君
財政課長	辻山典哉	君	農業振興課長	矢野潔	君
住民生活課長	佐藤幸一	君	健康福祉課長	中村幸雄	君
建設課長	野々宮宏	君	和風園園長	半田昭雄	君
旭寿園園長	野原耕次	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 篠田繁彦 君 次長 江田哲郎 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 金子幸保 君 議事係長 浅野信行 君

欠席：岩寺監査委員、山本教育委員長

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）おはようございます。ただいま定足数に達しておりますので、これより、3日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番橋場議員、10番山木議員を指名致します。

(予算等審査特別委員会報告)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、予算等審査特別委員会の予算等報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。久保委員長。

(久保委員長登壇)

○委員長（久保 寛委員長）予算等審査特別委員会の報告を申し上げます。本予算等審査特別委員会に付託されました次の事件について、審査が終了致しましたので、会議規則第77条の規定により報告致します。

(以下、審査報告を朗読、説明)

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっております22件の議案につきましては、全員による特別委員会で審査したものであります。したがって、委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。それでは、討論、採決に入ります。討論、採決は付託された議案についてそれぞれ1件ずつ討論、採決を致します。それでは、討論、採決を致します。

議案第4号、平成14年度沼田町一般会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）夕べ、この予算案をじっくり考えてみました。それで結論的に言うと、やはりこれは反対しなければならないなという結論に達しました。

実はですね、町長の行政方針の4頁それから、平成14年の予算の概要説明書の5頁にですね、だいたい同じような文章が載っています。それはこうなっています。行政が住民に対して、どちらかといえば『温情的』であった時代や、問題が起きた

ら行政が何とかしてくれる『依存的』であった時代の終わりを告げる大事な時期であると、こちらもだいたい同じで、行政が住民に対して、『温情的』であった時代も、住民が行政に対して『依存的』であった時代も終わりを告げる。こういうふうを書いております。私はこれはもう、まさに地方自治の原点から逆さまのものにしか聞こえないのです。つまり、こういう財政が苦しくなり或は住民の生活が苦しくなった時こそ、行政は住民のために色々奉仕しなければならないのです。それがここでは全く、逆さまな立場に立っている。まさに小泉内閣がやっている、強気を助けて弱きをくじくような、国民生活をないがしろにする。こういうかっこづきの構造改革にね、追随しているような文章になっている。そういうふうに私は思えてならないのです。そういう意味からですね、これからの問題として、こういう立場であれば国が今やろうとしている、アメと鞭の方向ですね、地方交付税を減らすと脅かして、平成の大合併と言われている、これを進めようとしている訳なのですが、これに立ち向かっていく思想的な基盤を失ってしまうのです、これでは。

今現実には、地方交付税が色々減らされてきているけれども、地方交付税法律がきちんと厳然としてある訳です。これは地方交付税と今は言っているけれども、始めは、平行交付金という名前で作られたのです。それは、どこの地域に住んでいても全体の国民が同じ法律で定められた恩恵によくすると、その基盤として裏づけとして財政をしっかりとどんな町にも確保するという立場から作られたものです。現在、この交付税法1条で、はっきりとこう書いてあるのです。この法律は地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を損なわずにその財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定をとおして、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治体の本旨の実現に資するとともに地方団体の独自性を強化する事を目的とすると。こうなっているのです。これと、地方交付税とそれから地方自治法というのは、歴代の自民党の内閣によって目の仇にされていたのです。

私はこの間、文書を作るので、古い六法全書を小六法を開いて、文章を書いてファックスで事務局に送りました。そしたら、地方自治法の第1条にこんな文章ないよということなのです。それで私は慌てて、事務局に来まして、私の持っているやつと合わせて見たのです。そしたら、平成11年に大改悪されているのです。地方自治法そのものが、それは何かと言ったら、改正される前にはですね、猫の死骸の処理から、よそから来た人が行き倒れになった人の助ける問題から、地方自治体がやらなきゃならない事務をずっと10何項目に分けて列記してあったのです。それがすっかり消えてしまって、別な文章になっているのですね。

結局、地方自治体が国に対して、色々ものを言えないような状況、それから地方自治体そのものも住民にあまり奉仕しなくてもいいような方向で、どんどん法律

が変えられているのです。こういう事に対する、立ち向かっていくという姿勢がやはりこの文章からは消えてしまうと私は危惧する訳であります。それを考えてみると、ああそうかと思ひ当たるところがあるのです。

例えば、公民館を壊して生涯学習センターを建てる前までは、公民館活動として今まで無料で使っていた団体はどうなるのかと言ったら、それはそのままですよと言っていたはずなのです。ここで答弁していたはずなのです。ところが、いざ出来てしまえば金も掛かったし、良い物も出来たのだから少くくは料金を払ってもらおうという立場に変わってきている訳です。それから、パークゴルフ場で言えば、確かに良い物は作ったけども、そこで多くの人達、町民の人達がどうぞやって下さいという立場で普及すれば、健康が維持されて、それは国民健康保険の方に跳ね返っていくという立場から私達議会の中でも、何人かの人達がやはり無料にしてほしいという意向があった訳です。ところがそれは、全く汲み入れられていない。こういう色々な事がありまして、この予算の中の個々個々は良いと思うのですが、予算を組んだ姿勢について私はとても許す訳にはいかないのです、それで反対という事があります。

それからですね、昨日委員会の中で、海外視察についての事を話した議員がいます。私も言いましたけれども、町長はそれに対して、いえ私もどこどこ行ってきましたと、それは大変参考になりましたし、それで役にたったとは言わないのですね。自分の色々な見聞を広げてきたと言うのです。例えば、農家の青年の人達が外国の農業を視察に行ったという時に、帰ってきたらどうするのでしょうか。農業を守ろうとする国の政策と、日本の農業なんかないがしろにしている小泉内閣の元での農業を比べて、これじゃ駄目だと言って立ちあがるのであれば、これは大変有望だと思うのです。ところが、行って来て、あそこの国では随分農業が守られていると、それだけで終わってしまったら、これはまずいと思うのです。そういう点ではやはり一つ一つの問題が、さっき言った所と関連してくる訳です。やはり、視察に行つて来て下さいと、日本の農業がどうなっているか、この間も農家の人何故怒らないのかという意味の事を言っていましたけれども、そういう立場に立ってもらような指導が出来なくなる訳です。ですから、基本がここにあると思っています。

それから、予算書の中でひとつ言わせてもらえば、このところも反対するのは、林道の問題です。あそこに400人の人達が他では雪が無くなってから、歩くスキーに来てくれるというのだけれども、そのために林道をつくるという。確かに、道が大部分を出してくれるという有利な点はあります。

しかし、それはこじつけなように考えてならないのです。町長は紐付きの予算で、町財政が非常に圧迫されてしまった、にがい経験過去にあったと、そういうのはこれからはやらないようにすると言っていましたけれども、林道については大変有利

です。しかしそれでも、自然破壊してあそこの奥にどれだけの木が出す道路になるのか、今ある道路で十分間に合うという立場から、この点は反対しておきます。

そして全体として、先ほど読んだような状態で作り上げられた予算であるという事で反対をしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）ほかに、ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決します。お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第5号、平成14年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第6号、平成14年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第6号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第7号 平成14年度沼田町国民健康保険特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第8号、平成14年度沼田町介護保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第9号 平成14年度沼田町老人保健特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第9号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第10号、平成14年度沼田町公共下水道特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第11号、平成14年度沼田町水道事業会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第11号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第19号 町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員） ここにはですね、介護職員という事、これ臨時職員については全くないのですよね。やはり特殊業務というのは臨時職員でも同じように重みがあるものだと思うので、これらを加味する、ここには出ないけどもそういう事加味する考え方があるのかどうか。

○議長（吉田好宏議長） ほかにご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第19号は、原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉田好宏議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第20号 沼田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 21 号 特別職の非常勤職員及びその他公務に従事する者の報酬額、費用弁償額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 21 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 24 号 沼田町ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 24 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 26 号 沼田町公園条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 26 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 28 号 沼田町自然環境センター設置条例の一部

を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 28 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 議案第 29 号 沼田町ふるさと資料館条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 29 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 議案第 30 号 沼田町夜高会館条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 30 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 議案第 31 号 沼田町健康福祉総合センター設置条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 31 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 32 号 沼田町活性化センター設置条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 32 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 33 号 沼田町民会館設置条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 33 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 34 号 沼田町民体育館設置条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 34 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 35 号 沼田町柔剣道場の条例の一部を改正する

条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 35 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 議案第 36 号 沼田町雨竜川総合運動公園設置条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 36 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。7 番。

○7 番（橋場 守議員）私はこの条例の中で、町民テニスコート使用料それから町民パークゴルフ場使用料については、町民に限っては無料にしてほしいと、球場の方は町外の方は取っている訳ですから、町外の方が使用するときには料金を取ってもしかたが無いのかなと思うのですが、町内の人には無料にして住民奉仕という立場から、おおいに使ってもらって健康を維持してもらおうという立場で無料にしてほしいという事で反対を致します。有料について。

○議長（吉田好宏議長）ほかにご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決致します。お諮りします。議案第 36 号は、原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

(挙 手 多 数)

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで休憩を致します。

1 1 時 0 7 分 休憩

1 5 時 3 4 分 再会

欠席：山本教育委員長、藤間収入役

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第3、議案第12号 沼田町議会の議員の定数を定める条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第12号 沼田町議会の議員の定数を定める条例について。沼田町議会の議員の定数を定める条例を別紙のとおり提出する。平成14年3月7日提出。次の頁をお開き下さい。沼田町議会の議員の定数を定める条例、これは自治法の改正に伴いません事で、新たに本町の条例がこのような形で定めたいという事で、従来は人口規模に応じて定めていた定数内において更に減数条例で定めたという事でございましたけど、自治法上、2,000人から5,000人につきましては14名という事でございますので、このように議員の定数は14人という事で、附則には15年の1月1日以降初めてその期日が告示される一般選挙からという事と、従前の沼田町議会議員の定数を減少する条例を廃止するという事になっておりますので、よろしくご審議賜われます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第12号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第4、議案第13号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第13号でございます。公益法人等への職員の派遣等に関する条例について。公益法人等への職員の派遣等に関する条例を別紙のとおり提出する。平成14年3月7日提出。沼田町長でございます。次の頁から条例がございますけれども、前段にこの条例に基づくものは、平成12年に国会で成立致しました公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づいてこの条例を定めるものでございます。この法律の目的は、地方公共団体が人的援助を行う事が必要と認められる公益法人等の業務にもっぱら従事させるために、職員を派遣する制度を整備する事により、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共福祉の増進に資するという事での法律の主旨でございます。従来、地方公務員制度には公益法人等の業務に地方公共団体が職員に従事させるための制度はありません。そのために、休職ですとか、職務専念義務の免除等の制度の運用いよります。対応していたものでございますけれども、そのような事で今回国の法律が整備された事に伴ない、本町の条例を制定いたすものでございます。

（以下、条例について説明、朗読）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第13号は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第14号 沼田町社会教育委員設置条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（江田哲郎次長）議案第14号 沼田町社会教育委員設置条例について。沼田町社会教育委員設置条例を別紙のとおり提出する。

平成14年3月7日提出、沼田町長名でございます。次の頁をお開き頂きたいと思っております。この社会教育委員条例は、公民館条例が廃止になるために設置条例として新たに制定するという事でございます。（以下、条例について説明、朗読）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番。

○7番（橋場 守議員）7番。廃止された社会教育委員条例の方にも、例えば、沼田町社会教育委員の役割とかそういうものは一切こういうものを書かなくても良いものなのではないでしょうか。何をしたらいいのか、するのですということは一一般に分からせなくてもいいのかなと思ってどうですか。

○議長（吉田好宏議長）次長。

○教育次長（江田哲郎次長）それにつきましては、社会教育法という法律がございますので、そちらの方に謳ってございますので、ご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第14号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第15号 沼田町公民館条例等を廃止する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（江田哲郎次長）議案第15号 沼田町公民館条例等を廃止する条例について。沼田町公民館条例等を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年3月7日提出、沼田町長名でございます。

（以下、条例について説明、朗読）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第15号は、原案のとおり決することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第16号 沼田町生涯学習総合センター建設基金条例を廃止する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（江田哲郎次長）議案第16号 沼田町生涯学習総合センター建設基金条例を廃止する条例について。沼田町生涯学習総合センター建設基金条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年3月7日提出、沼田町長名でございます。

(以下、条例について説明、朗読)

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第16号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第17号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第17号でございます。職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例について。職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年3月7日提出、沼田町長名で、次の頁に条例の改正文がございます。提案理由と致しまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴ない、条例の関係条文を整備するものでございます。

この内容につきましては、満1歳未満というのが満3歳未満に引き上げられたという事で、改正の内容はそれぞれ、育児休業することが出来ない職員のものですか、再度の育児休業をする事が出来る特別の事情の改正、更に育児休業の承認取り消し自由に関する規程の追加、任期を定めて採用された職員の任期の更新に関する規程の追加をそれぞれ国の法律に基づきまして本町の、関係条文を整備するところでございます。以上宜しくご審議願います。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第17号は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○1番（久保 寛議員）議長、ちょっとだけ休憩を下さい。

○議長（吉田好宏議長）休憩。

15時46分 休憩

15時47分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会します。日程第9、議案第18号 沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第18号 沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成14年3月7日提出、沼田町長名で、次の頁に条例の改正文がございますが、第15条第2項中、この3月というのは介護休暇を取得できる期間が、連続する3月の期間内を連続する6月の期間内ということで、3月を6月に改めるという事で、これにつきましても、国の法律で育児休業介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に基づく本町の条文の条例改正でございますので、宜しくご審議願います。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第 18 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）。日程第 10、議案第 22 号 公告式条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第 22 号 公告式条例の一部を改正する条例について。公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 14 年 3 月 7 日提出、沼田町長名でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第 22 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第 11、議案第 23 号 沼田町自動車学校設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第 23 号 沼田町自動車学校設置等に関する条例

の一部を改正する条例について。沼田町自動車学校設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 14 年 3 月 7 日提出、沼田町長名で、次の頁に一部改正の条文がございます。すでに町長の執行方針等にも述べましたとおり、一昨年から準備しておりましたコースですとか用地取得が終わりまして、本年から大型科を導入することに伴う料金の新設でございます。学習科目の第 3 条を現在まで普通科と大型特殊科がありましたので、3 の大型科をここに 3 条に加えると、更に別表 1 及び 2 の割増しの欄という 3 月 31 日これは、冬期間の事でございますけれども、町のそれぞれ冬の暖房料という事も含めて 4 月 30 日に変わりましたので、この項目も 3 月 31 日を 4 月 30 日に改めるという事と、新規に別表、次の頁にございますが大型科の授業料をこのように致したいという事で、この料金につきましては、近隣、留萌・滝川・空知自動車学校等の、それぞれ大型の授業料等の色々な積算を致しまして、本町はここで消費税等を入れて 171,580 円というような事で、料金の設定を致したと。なお、普通、普通オートマチック車、大型装輪、大型装軌、審査未済というのは、普通は普通の免許を持っている方につきましては、それぞれ学科免除、あとここに書いてあるとおり、それぞれ入学申込金、あとオートマチックにつきましても同じで、若干技能が違うのと、装輪これはホイールトラクターの持っている方は、学科が 7,560 円。それからキャタを持っている大型装軌はこれも同じということで、若干技能の関係でのそれぞれ料金が違うという事は、それぞれ学科を受ける時の時限がそれぞれ決められておりまして、時限が違うので単価は一人 1 時間当たり教科学習には 1,800 円。技能は 5,800 円という事で積算した数字でございます。審査未済これは限定付き 360cc 以上の限定の持っている方につきましても、学科免除で技能がこの金額という事でそれぞれ、この欄に書いたとおりの料金ということでございますので、宜しくご審議方お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第 23 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決し

ました。

○議長（吉田好宏議長）日程第 12、議案第 25 号 沼田町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）議案第 25 号 沼田町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例について。沼田町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 14 年 3 月 7 日提出、沼田町長名でございます。

1 枚めくって頂きます。沼田町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例でございまして、この本条例の一部改正につきましては、今年より補助事業で実施致します高齢者の配食サービス事業を、本条例の条文の中に追加させて頂くものでありまして、従来の配食サービス事業は社会福祉協議会の方で実施しておりましたが、この度国の助成事業、補助事業によりまして実施すべく、この条文の中にそれぞれ事業名或は、事業内容及び対象者の項目を追加させて頂くものでございます。また、これによりまして従来週 1 回、木曜日の配食サービス事業でございましたが、この助成事業によりまして今年度からは、希望者には週 2 回まで利用できると、そのような事になってございます。条文の中身については省略させて頂きます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7 番。

○7 番（橋場 守議員）アの事業の内容についてで、在宅で生活する高齢者に対し、栄養のバランスのとれた給食を配食する事業なんです。ところが次の、事業の対象者になると、高齢者のみの世帯であって、老衰、障害及び傷病等の理由により調理が困難な者となると、独身で男の人が、単身で生活している人の元気良くても、病弱でなくても栄養バランスをとれるような食事をしていない人がいるかもしれないのです。だからこの、老衰、障害ここにいかない内に栄養を取ってもらうという事で、希望者には配食した方がいいのじゃないかと思うのですがどんなものでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）従来からやっております、配食サービス事業も、今ご質問ございましたように独居老人また、独居でなくても高齢者で、自分で調理やらそういう事ができない方を中心という事で考えております。

そういう事からいいますと、全てまだ自分でも体が動きまして、自分でやる方はこの補助制度から外れますよと。まあどうしても、自分で動く事ができない、そういう方を中心考えた事業でございまして、宜しくお願いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）他にありませんか。8番。

○8番（大沼恒雄議員）8番。これは婦人部がボランティアでやってる配食事業というのと、給食サービスというボランティアでやっている事業とは全然違うものですか。

○議長（吉田好宏議長）はい。健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）従来行っておりました、配食サービス事業。これが社会福祉協議会でやっておりましたが、それが配食ボランティアの方々がやって頂いた事業です。配食ですね。今回考えておりますのも、これは町で補助金もらいますが、社会福祉協議会の方に委託しまして従来同様ボランティアの方々の利用といたしましょうか、やって頂く事業と考えております。

○議長（吉田好宏議長）8番。

○8番（大沼恒雄議員）一再一 それが出来まで1回から2回になったという事の中で、ボランティアですから当然お金をもらってという事ではないのだろうけども、ある程度の支援金が出てたよという話も聞いているのです。それで、今度それも無くなるし、それに対しての研修するという研修費についても予算が無くなったという話も聞くのだけれども、その辺は、こっちで無くなったけれども社協の方で出すという話になるのですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）従来行っておりました、そのボランティア活動。町内にはですね、ボランティアをやる団体が給食ボランティアだけでなく、かなりのボランティア団体があります。そういう団体がですね、それぞれ目的に沿ったボランティア活動をして頂いております。たまたまこの配食サービス以外にも、例えば旭寿園の方ですか、洗濯ボランティアなんかもおられまして、1日に3時間も4時間もかけまして、そういう仕事をやって頂いております。

たまたまこの給食ボランティアだけにですね、何か手当みたいなのが出た経過がありますし、やはりこの際、ボランティアの皆さん方、同じ平等の考え方からいきますとですね、この給食だけに手当を出す事はどうかという事で、前回のボランティアの協議会の時にですね、お諮り致しましてご理解頂きまして、今年度からこの配食することによっての手当等は無くなるという事でご理解頂いております。

○議長（吉田好宏議長）はい、8番。

○8番（大沼恒雄議員）一再々一 そういった人達の支援事業については、特別削除するとか応援しないとか、お金を出さないという訳ではないという事ですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）その、ボランティア運営委員会というのがございまして、その中ではそれぞれ組織の運営費というのは、従来通り支払いはしており

ます。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第 25 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）。日程第 13、議案第 27 号 沼田町営スキー場設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（江田哲郎次長）議案第 27 号 沼田町営スキー場設置条例の一部を改正する条例について。沼田町営スキー場設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 14 年 3 月 7 日提出、沼田町長名でございます。

（以下、条例の説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第 27 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）。日程第 14、議案第 45 号 公平委員会委員の選任について

を議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田篤正町長）議案第 45 号 公平委員会委員の選任について出ございますが、現委員であります常本幸一氏が、平成 14 年 3 月 26 日で任期満了になります。長い間ご苦勞頂いたのでありますけれども、今回交代をお願いを申し上げまして下記の者を公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法第 9 条第 2 項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。

住所は、沼田町南 1 条 1 丁目 7 番 4 号、お名前は吉田正雄氏でございます、生年月日は昭和 10 年 4 月 20 日生まれ、満 66 才であります。

昭和 30 年に、沼田高校を卒業されまして、昭和 31 年 1 月に沼田町役場に奉職され、養護老人ホームの和風園の園長をはじめ、産業課長、議会事務局長、総務課長、平成 4 年 6 月に退職するまでそれぞれの豊富な行政経験をしておりまして、その後平成 5 年の 9 月には沼田町社会協議会の幹事長として、10 年の 3 月まで奉職をされまして、今申し上げました行政経験あるいは知識そういうものからいまして、最適任者と考えまして、議会の同意を求めるものであります。宜しくご審議を賜りたいと思います。

平成 14 年 3 月 7 日提出、沼田町長名でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 45 号は、原案のとおり同意することにご異議りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決しました。暫時休憩を致します。

16 時 04 分 休憩

16 時 05 分 再会

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。ただ今、議案第 46 号、沼田町在宅老人デイ・サービスセンター設置条例の一部を改正する条例について外 3 件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第 15、議案第 46 号、沼田町在宅老人デイ・サービスセンター設置条例の一部を改正する条例について。日程第 16 号、議案第 47 号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について。日程第 17 閉会中の所管事務調査の申し出について。日程第 18 議員の派遣について以上、日程に追加することに決しました。

(一般議案)

○議長（吉田好宏議長）。日程第 15、議案第 46 号 沼田町在宅老人デイ・サービスセンター設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）議案第 46 号 沼田町在宅老人デイ・サービスセンター設置条例の一部を改正する条例について。沼田町在宅老人デイ・サービスセンター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 14 年 3 月 15 日提出、沼田町長名でございます。

この条例の一部改正につきましては、今年 4 月 1 日より、在宅老人デイ・サービスセンターの運営管理を社会福祉協議会へ委託することから、条文の中にそれぞれ委託業務を加えさせて頂くものでございます。

(以下、条例の説明)

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第 46 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）。日程第 16、議案第 47 号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第 47 号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について。北海道市町村総合事務組合規約の一部を別紙のとおり改正する。

平成 14 年 3 月 15 日提出、次の頁でございます。

提案の理由でございますけれども、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴ないまして、これらの事が従前まで国の事務としてやっておりましたが、今年 4 月 1 日から、これが無くなりまして各市町村の一部事務組合で共同処理することとしたいという事で、それにつきましては自治法の 286 条 1 項及び同法第 209 条の規程の基づきまして、議会の議決を求めるということの内容で、この別表第 2 表のところに、第 10 の欄の一覧表が増えるという事でのご提案でございます。以上、よろしくご審議願います。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮り致します。議案第 47 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

（所管事務調査の申し出）

○議長（吉田好宏議長）日程第 17 閉会中の所管事務調査の申出書を議題と致します。お諮り致します。本件は、各常任委員会が調査終了まで、閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略しこれを許可する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

（議員の派遣）

○議長（吉田好宏議長）日程第 18 議員の派遣についてを議題と致します。本件は、記載のとおり議員の派遣であります。説明を省略し、これを許可することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

(町長あいさつ)

○議長（吉田好宏議長）以上で、全案件の審議が終了致しました。ただ今、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（西田篤正町長） <あいさつ>

(閉会宣言)

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成14年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

16時13分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員